

《商品概要説明書》

納税準備預金

平成 22 年 10 月 1 日現在適用中

1.商品名(愛称)	・納税準備預金
2.販売対象	・法人・個人
3.期間	・期間の定めはありません
4.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預け入れできます ・1 円以上 ・1 円単位
5.払戻方法	・原則として預金者等の租税納付にあてる場合に限り払戻しできます
6.利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します ・年 2 回(2 月、8 月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます ・毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
7.税金	・利息に所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻した場合には、個人は 20%の税金(国税 15%、地方税 5%)がかかり、法人は総合課税となります(ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは所得税はかかりません)
8.手数料	—
9.付加できる特約事項	—
10.中途解約時の取扱い	—
11.金利情報の入手方法	・金利は店頭備付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12.苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または相談室(9時～17時30分、電話:058-327-8011)にお申し出ください。 紛争解決措置:東京弁護士会(電話 03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話 03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話 03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話 03-3517-5825)にお申し出ください。

納税準備預金

13.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭表示された毎日の普通預金利率によって計算します・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります ただし、決済用預金(当座預金・無利息型普通預金等)については、全額保護されません
---------------	---